

第5次妙高市地域福祉計画（案）に関するパブリックコメントで寄せられた意見等に対する回答・対応

1. 実施期間

令和8年1月15日（木）～2月14日（土）

2. 提出された意見の件数など

- ・提出者数 1人
- ・意見の件数 1件
- ・意見を反映した件数 1件

3. 意見の要旨と市の考え方

No.	該当箇所	意見・提案内容	市の考え方（回答）	計画への反映
1	P18 第3章第3節 男女共同参画 P28 第5章第1節 (2) ②男女共同参画 と女性活躍の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の推進に向けた取組として、女性の参画そのものが目的となっているように見受けられる。 ・第3次妙高市男女共同参画計画において、男女共同参画社会とは、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わらず、その個性と能力を十分発揮することのできる社会」と定義している。 ・この理念に基づき、性別に偏らない参画の仕組みと啓発を行い、誰もが固定的な役割意識にとらわれることなく、その人らしく社会に参画できる環境づくりを推進する必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の理念は広く浸透しつつありますが、特定の環境下においては一定の割合で男性優遇と感じられる傾向があることから、女性のニーズに対応した環境整備について掲載しています。 ・一方で、女性だけではなく男性の意識改革や行動変容を促すことも重要であることから、この点について掲載するとともに、今後も男女共同参画の理念に基づき、施策等を推進してまいります。 	あり